

平成28年 1 月から

マイナンバー(個人番号)の利用を開始します

Qマイナンバー（個人番号）とは何ですか。

A平成27年12月までにご自宅へ届けられた通知カードに記載された12桁の番号のことです。

Qどんな場面でマイナンバーを利用しますか。

A平成28年 1 月から市役所などの手続きや申請の書類でマイナンバーを記載することになります。

Q手続きや申請にはどのようなものがありますか。

A**税務課** 税に係る各種申告など（平成28年分の確定申告などは平成29年から）

福祉課 障害福祉や生活保護など

こども課 幼稚園・保育園、児童手当など

高齢介護課 介護保険など

国保年金課 国民健康保険や後期高齢者医療保険など

※手続きや申請の内容によりマイナンバーを利用しないものもあります。マイナンバーを利用する手続きや申請は各課へお問い合わせください。

Q手続きや申請ではマイナンバーを記載するだけですか。

A記載されるマイナンバーがご本人のものであるか、本人確認をさせていただきます。

Q本人確認には何が必要ですか。

A①個人番号カードを持つ人

個人番号カード（プラスチック製の顔写真付きでマイナンバーが記載されたカード）

(表)

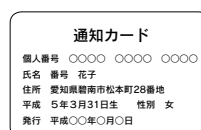


(裏)



②個人番号カードを持たない人

通知カード（紙製で顔写真のないマイナンバーが記載されたカード）と併せて、顔写真付きの身分証明書（運転免許証やパスポートなど）



+

運転免許証
パスポートなど

※そのほか、手続きや申請において印鑑など必要となるものがあります。

個人番号の記載してある通知カードや個人番号カードは大切なものですのでなくさないようにしましょう。市役所での手続きがスムーズにいくように通知カードや個人番号カードの提示にご協力ください。

問合せ 経営企画課政策推進係

償却資産の申告を忘れずに

問合せ 税務課固定資産税係

市内に償却資産を持つ人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の状況を市に申告する義務があります。

今年度申告があった人には、12月中旬に平成28年度申告用紙を送付しましたので必要事項を記入し、申告してください。

平成27年中に新たに事業（アパート経営を含む）を始めて、事業用資産を持つ人も申告が必要です。

申告期限 2月1日(月)まで



【償却資産とは】

会社や個人で工場や商店などを経営している人が、その事業のために用いることができる土地や家屋以外の構築物・機械・器具・備品など有形の固定資産をいいます。

次の事業用資産は、償却資産として固定資産税の課税対象です。

- ・ 構築物、建築附属設備（受変電設備、駐車場舗装、外構工事、看板など）
- ・ 機械、装置（各種製造設備、クレーンなどの建設機械、太陽光発電装置など）
- ・ 船舶、航空機
- ・ 車両、運搬具（大型特殊自動車など）
- ・ 工具、器具、備品（パソコン、測定工具、机、いす、ロッカーなど）

課税標準の特例

一定の要件を満たす償却資産は、課税標準額を軽減する措置がとられます。この措置の適用を受けるには、必要書類の添付が必要です。詳しくはお問い合わせください。